

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(平成一七年六月一七日法律第五七号)

一、提案理由(平成一七年四月五日・参議院内閣委員会)

国務大臣(村上誠一郎君) おはようございます。

このたび、政府から提出いたしました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革を更に加速させるための突破口となるものです。構造改革特別区域推進本部においては、多様な特区の実現に向け、これまで数次にわたり全国から提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。今般、監獄法等の特例措置及び私立学校法の特例措置を新たに構造改革特別区域法に追加するため、この法律案を提出する次第であります。

新たに追加される特例措置の概要を申し上げます。

第一に、監獄法等の特例として、特区において、行刑施設の事務の一部を民間事業者に委託できることとするとともに、行刑施設の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託できることとしております。

第二に、私立学校法の特例として、特区において、地方公共団体と民間との連携、協力に基づき設置、運営される公私協力学校について、当該地方公共団体が、公私協力学校を設置、運営する学校法人に対し、教育に必要な施設、設備の無償による貸付け等を行うとともに、当該学校法人の設立に係る寄附行為の認可の審査について特例措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(平成一七年四月八日)

高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る措置、公私協力学校設置事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、川越少年刑務所の現地視察を行うとともに、地域のバランスの取れた規制改革の実施、行刑施設の事務の民間委託の必要性、民間委託できる事務の具体的内容、刑務所警備を民間委託する際の問題点、公私協力学校の安定的、継続的な運営の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月七日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施のため、適切な措置を講ずべきである。

一、被収容者の人権の保障に資するため、法案第十一条第一項各号の事務の内容を具体的に明示するとともに、今後における行刑施設の事業の民間開放に係る特例措置の検討に当たっては、真に公務員が実施しなければならないものか民間に開放できるものか十分精査のうえ対処すること。

二、刑務所で事務を民間委託するに当たっては、委託事務従事者に対する人権教育の徹底を図るとともに、刑務所長等の裁量によって受刑者等の人権が不必要に制約されないよう十分に配慮すること。

また、受刑者等の個人情報の保護に万全を期すること。

三、矯正処遇の充実を図る行刑制度の抜本的な改革がなされつつある現状にかんがみ、刑務所での事務の民間委託に伴う人員の再配置は、受刑者の改善更生に資することを基本として行うこと。

四、地方公共団体が公私協力学校を設置するに当たっては、ひとしく能力に応じて教育を受ける機会を保障する国及び地方公共団体の責務を踏まえ、授業料負担等の経済的な面、あるいは地理的な面等の教育条件において生徒及び幼稚園児が不利益を被らないよう十分に配慮すること。

五、公私協力学校が公の財産を用いることにかんがみ、策定される公私協力基本計画により、協力学校法人の指定を厳格に行い、かつ、公私協力学校の運営を継続的かつ安定的に行うことを担保するとともに、指定された協力学校法人に対して当該指定をなした地方公共団体の長が当該学校の運営について適切な監督を行うことができるようにすること。

右決議する。

三、衆議院内閣委員長報告（平成一七年六月一日）

松下忠洋君 ただいま議題となりました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、監獄法等の特例として、行刑施設の警備等の事務の一部を民間事業者に委託できることとともに、行刑施設の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託できる措置、私立学校法の特例として、公私協力学校を設置するための資産要件の特例措置を追加しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日村上国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月三日質疑に入り、八日には参考

人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年六月八日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施のため、適切な措置を講ずべきである。

一 被収容者の人権の保障に資するため、法案第十一条第一項各号の事務の内容を具体的に明示するとともに、今後における行刑施設の事業の民間開放に係る特例措置の検討に当たっては、実力行使を伴う業務や被収容者の権利を制限し、業務を課する業務は刑務官が実施すべきとの観点に立って、真に公務員が実施しなければならないものが民間に開放できるものか十分精査のうえ対処すること。

二 刑務所で事務を民間委託するに当たっては、委託事務従事者に対する人権教育の徹底を図るとともに、刑務所長等の裁量によって受刑者等の人権が不必要に制約されないよう十分に配慮すること。

また、受刑者等の個人情報の保護に万全を期すること。

三 矯正処遇の充実を図る行刑制度の抜本的な改革がなされつつある現状にかんがみ、刑務所での事務の民間委託に伴う人員の再配置は、受刑者の改善更生に資することを基本として行うこと。

四 民間事業者の選定に当たっては、価格以外の要素も十分考慮し、被収容者に対する処遇の質を低下させないこと。また、適正に業務が実施されるよう、刑事施設視察委員会を活用するなど、履行状況の確認を行うこと。

五 強制労働禁止条約の趣旨を十分踏まえ、刑務作業に係る業務を適正に実施すること。

六 地方公共団体が公私協力学校を設置するに当たっては、ひとしく能力に応じて教育を受ける機会を保障する国及び地方公共団体の責務を踏まえ、授業料負担等の経済的な面、あるいは地理的な面等の教育条件において生徒及び幼稚園児が不利益を被らないよう十分に配慮すること。

七 公私協力学校が公の財産を用いることにかんがみ、策定される公私協力基本計画により、協力学校法人の指定を厳格に行い、かつ、公私協力学校の運営を継続的かつ安定的に行うことを担保するとともに、指定された協力学校法人に対して当該指定をなした地方公共団体の長が当該学校の運営について適切な監督を行うことができるようにすること。